クロロカーボンに適用される主な関係法令等

<1/3> 2022.04

V1/0/					2022.04
関 係 法 令 等	クロロメタン (塩化メチル)	ジクロロメタン (塩化メチレン)	クロロホルム	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
労働基準法		(塩化メデレン)			
・就業制限	_	該当	該当	該当	該当
•業務上疾病	_	該当	該当	該当	該当
- 業務上の疾病の範囲	_	該当	該当	該当	該当
労働安全衛生法					
・特定化学物質作業主任者(特別有機溶剤に係わ					
る作業においては有機溶剤作業主任者技能講習修	_	該当	該当	該当	該当
了者から)の選任・名称等を表示		12. —	12x -1	12 I	1
すべき有害物・作業環境測定・健康診断等	=+ .1,	=+ .1,	=+ 41	=+ .1,	=+ .1,
- 表示対象物質	該当	該当	該当該当	該当	該当該当
・文書(SDS)交付対象物質	該当該当	該当		該当	該当該当
・リスクアセスメント対象物質	談 当	該 当	該 当	該 当	
・区分表示(特別有機溶剤等に係る措置) 特定化学物質障害予防規則(2014年11月1日施	-	第2種有機溶剤	第1種有機溶剤 第2類物質·特別有機	第1種有機溶剤	第2種有機溶剤 第2類物質·特別有機
行)	_	第2類物質·特別有機 溶剤等	第2類物具"特別有機 溶剤等	第2類物質·特別有機溶剤等	第2類物員"特別有機 溶剤等
				固体、液体又は直接捕	
・作業環境測定基準 (採取方法)	_	固体又は直接捕集法	集法	集法	固体又は直接捕集法
			GC分析法、吸光光度	GC分析法、吸光光度	
(分析方法)		GC分析法	分析法(液体捕集法)、	分析法(液体捕集法)、	GC分析法、検知管法
			検知管法	検知管法	
・作業環境評価基準(管理濃度)	-	50ppm	3ppm		25ppm
・化学物質による健康障害を防止するための	_	該 当(*1)	該 当(*1)	該 当(*1)	該 当(*1)
指針		Ø ∃(*I)	nx ∃(*1)	nx ⇒(*1)	nx ∃(*1)
・変異原性が認められた化学物質による健康	該当	該当	_	_	_
障害を防止するための指針	BA =1	DX =1			
・労働安全衛生マネジメントシステムに関す	該当	該当	該当	該当	該当
る指針	₩ I	₩ ¬	15 T	F -1	
作業環境測定法					
・作業環境測定士による測定・評価・改善措	_	該当	該当	該当	該当
置の実施		~ . –	7. –	7. –	7. –
毒物及び劇物取締法	-1		-1		
· 劇物	該当	_	該当	_	_
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	該当	_	該当	_	_
・毒劇物営業者による情報(SDS)の提供 医薬品医療機器等法	該当	_	該当	_	_
- 劇薬	_	_	該当	_	_
・ 原列来 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	_	_	談 当		
・官報告示整理番号	(2)-35	(2)-36	(2)-37	(2)-105	(2)-114
・規制区分	優先評価化学物質	一般化学物質	優先評価化学物質	第2種特定化学物質	第2種特定化学物質
・規制区分の情報の提供	該当	該当	一	該当	がたほりたじりが及
・環境汚染防止のための措置に関する容器、	F	F			-1
包装等の表示	_	_	_	該 当	該 当
・トリクロロエチレン又はクリーニング営業					
者以外の事業者に係るテトラクロロエチレン	_	_	_	該 当	該 当
の環境汚染防止措置に関する技術上の指針					
・クリーニング営業者に係るテトラクロロエ					
チレンの環境汚染防止措置に関する技術上	_	_	_	_	該 当
の指針					
特定物質の規制等によるオゾン層の保護に					
特定物質の規制等によるオソン層の保護に 関する法律(1992年改正モントリオール議定書)					
•規制対象物質	_	_	_	_	_
・規制スケジュール	_	_	_	_	_
特定化学物質の環境への排出量の把握及	i e	1	I		
び管理の改善に関する法律 ・第1種指定化学物質					
・第1種指定化学物質・指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第1	□太 业	量太 业	■ 土 业	≣ 龙 址	武 业
	該当	該当	該当	該 当	該 当
植岩龙化字吻背等及7.等9插岩足化字吻弯					
■ 種指定化学物質等及び第2種指定化学物質 等の管理に係る共置に関する指針(化学物	該当該当	該当該当	該 当	該当該当	該当
等の管理に係る措置に関する指針(化学物					
等の管理に係る措置に関する指針(化学物 質管理指針)	該 当	該当	該当	該当	該 当
等の管理に係る措置に関する指針(化学物質管理指針) ・排出量等の把握及び届出(PRTR)	該当該当	該当該当	該当	該当	該当
等の管理に係る措置に関する指針(化学物質管理指針) ・排出量等の把握及び届出(PRTR) ・安全データシート(SDS)の交付	該 当	該当	該当	該当	該 当
等の管理に係る措置に関する指針(化学物質管理指針) ・排出量等の把握及び届出(PRTR) ・安全データシート(SDS)の交付 環境基本法	該当該当	該当該当	該当	該当	該当
等の管理に係る措置に関する指針(化学物質管理指針) ・排出量等の把握及び届出(PRTR) ・安全データシート(SDS)の交付 環境基本法 ・水質汚濁に係る環境基準	該当該当	該当該当	該当	該 当 該 当 該 当	該当
等の管理に係る措置に関する指針(化学物質管理指針) ・排出量等の把握及び届出(PRTR) ・安全データシート(SDS)の交付 環境基本法	該当該当	該 当 該 当 該 当	該 当 該 当 該 当	該当	該 当 該 当 該 当
等の管理に係る措置に関する指針(化学物質管理指針) ・排出量等の把握及び届出(PRTR) ・安全データシート(SDS)の交付 環境基本法 ・水質汚濁に係る環境基準 *人の健康の保護に関する環境基準	該当該当	該 当 該 当 該 当	該 当 該 当 該 当	該 当 該 当 該 当	該 当 該 当 該 当
等の管理に係る措置に関する指針(化学物質管理指針) ・排出量等の把握及び届出(PRTR) ・安全データシート(SDS)の交付 環境基本法 ・水質汚濁に係る環境基準 *人の健康の保護に関する環境基準 (年間平均値)	該 当 該 当	該 当 該 当 該 当	該 当 該 当 該 当	該 当 該 当 該 当	該 当 該 当 該 当
等の管理に係る措置に関する指針(化学物質管理指針) ・排出量等の把握及び届出(PRTR) ・安全データシート(SDS)の交付 環境基本法 ・水質汚濁に係る環境基準 ・人の健康の保護に関する環境基準 (年間平均値) ・地下水の水質汚濁に関する環境基準	該 当 該 当	該 当 該 当 該 当	該 当 該 当 該 当	該 当 該 当 該 当	該 当 該 当 該 当
等の管理に係る措置に関する指針(化学物質管理指針) ・排出量等の把握及び届出(PRTR) ・安全データシート(SDS)の交付 環境基本法 ・水質汚濁に係る環境基準 ・人の健康の保護に関する環境基準 (年間平均値) ・地下水の水質汚濁に関する環境基準 (年間平均値)	該 当 該 当	該 当 該 当 該 当	該 当 該 当 該 当 0.06mg/以下	該 当 該 当 該 当	該 当 該 当 該 当

<2/3>

<2/3>					
関 係 法 令 等	クロロメタン (塩化メチル)	ジクロロメタン (塩化メチレン)	クロロホルム	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
水道法 •水道水質基準	_	0.02mg/I以下	0.06mg/I以下	0.01mg/I以下	0.01mg/I以下
水質汚濁防止法 ・有害物質	_	該当	_	該当	該当
•指定物質	_	ix 当 —	該当	_	_
·排水基準(許容限度)	_	0.2mg/I以下	_	0.1mg/I以下	0.1mg/I以下
・有害物質を含む地下浸透水の地下への浸透 有害物質が検出されるとする濃度	- -	禁止 0.002mg/l	_ _	禁 止 0.002mg/l	禁 止 0.0005mg/l
・特定施設(洗浄、蒸留)の設置及び変更の届出	-	該 当	-	該 当	該 当
・有害物質貯蔵指定施設の設置及び変更の 届出	_	該 当	_	該当	該 当
·有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定 施設	-	該 当	-	該当	該 当
* 構造基準等の遵守義務		該 当	-	該 当	該当
*点検、記録、保存の義務		該当		該当	該当
・事故時の措置 ・地下水の水質の浄化に係る措置命令等		該当該当	該 当	該当該当	該当該当
*地下水の水真の浄化に味る指直叩う寺 *浄化基準	_	商為 ヨ 0.02mg/I	_	高X ヨ 0.01mg/I	談 ヨ 0.01mg/l
特定工場における公害防止組織の整備に関		0.02.118/1		olo IIIIg/ I	0.0 m.g, 1
する法律					
・公害防止総括者の選任・公害防止管理者及び代理者の選任	_	該 当	_	該当	該 当
下水道法					
・下水の排除の制限に係る水質の基準土壌汚染対策法		0.2mg/I以下	_	0.1mg/I以下	0.1mg/I以下
・第一種特定有害物質	_	該当	_	該当	該当
・指定区域の指定に係る環境基準	_	0.02mg/検液I以下	_	0.03mg/検疫I以下	0.01mg/検液I以下
土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針及び 運用基準(環境庁水質保全局長通知)	_	該当	_	該当	該当
微生物を用いた環境浄化の実施に伴う環境影					
響の防止のための指針 (環境庁規格調整局環境研究技術課長通知)	_	該 当	_	該当	該 当
大気汚染防止法 ・揮発性有機化合物(VOC)	該当	該当	該当	該当	該当
・VOC排出施設及び排出基準	改 当	故 ヨ	政コ	改 当	設当
*製造溶剤乾燥施設(排風能力3,000m3/hr 以上)	600ppmC	600ppmC	_	-	-
*工業用洗净施設(空気接触面積5m2以上)	400ppmC	400ppmC	-	-	-
•有害大気汚染物質	該当	該 当	該当	該 当	該 当
・指定物質排出施設及び指定物質抑制基準 (*2)					
* 乾燥施設(送風機の能力1,000m3/hr以上	_	_	_	既設 500mg/m3	既設 500mg/m3
のもの)				新設 300mg/m3	新設 300mg/m3
*混合施設(混合槽の容量5キロ以上の もの)(密閉式のものを除く)	_	_	_	既設 500mg/m3 新設 300mg/m3	既設 500mg/m3 新設 300mg/m3
* 蒸留施設(密閉式のものを除く)				新設 300mg/m3 既設 300mg/m3	新設 300mg/m3 既設 300mg/m3
MCI JOBA CI PATE OF CIVILIA	_	_	_	新設 150mg/m3	新設 150mg/m3
*洗浄施設(空気に接する面の面積3㎡以上のも の)	_	_	_	既設 500mg/m3	既設 500mg/m3
				新設 300mg/m3	新設 300mg/m3
*ドライクリーニング機(処理能力30kg/回 以上のもの)(密閉式のものを除く)	-	-	_	_	既設 500mg/m3 新設 300mg/m3
事業者による有害大気汚染物質の自主管理の促進について					#/ EX GOOTING/ ING
(1996.10.4 8立局第529号·8基局第763号					
通商産業省立地環境局長·基礎産業局長 通達)					
・事業者による有害大気汚染物質の自主管理					
促進のための指針					
*対象物質 「今後の有害大気汚染物質対策のあり方につ	該当	該当	該当	該当	該当
・有害大気汚染物質対象のの9万にフいて(第9次答申)」について(2010.10.15通知) ・有害大気汚染物質該当可能性リスト及び優 先取組物質の見直しについて					
·有害大気汚染物質該当可能性物質	該 当	該当	該当	該当	該当
(248物質) ・優先取組物質(23物質)	該当	該当	該当	該当	該当
·指定物質(3物質)	数 当		数 当 一	該当	該当
厚生省生活衛生局長通知(平成元. 7.10.及び					
5.4.9) ・クリーニング所におけるドライクリーニング 機からの排出溶剤蒸気の回収処理装置の	_	_	_	_	ト・ライ機処理能力(合計) 30kg以上 設置
設置					30kg未満 設置望ましい

<3/3>

関係法令等	クロロメタン	ジクロロメタン	クロロホルム	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
	(塩化メチル)	(塩化メチレン)			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律					
•特別管理産業廃棄物	_	該 当	_	該 当	該 当
・特別管理産業廃棄物管理責任者の設置	_	該 当	_	該 当	該 当
・運搬又は処理・処分の外部委託	-	特別管理産業廃棄物 処理業者	産業廃棄物処理業者	特別管理産業廃棄物 処理業者	特別管理産業廃棄物 処理業者
・産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付		該当	該当	該当	該当
又は電子マニフェスト	-	該 当	故 ヨ	談 当	政当
南極地域の環境の保護に関する法律					
・処分が禁止される液状の廃棄物の基準	-	0.02mg/I	_	0.03mg/I	0.01mg/l
特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関す					
る法律(有害廃棄)					
物の国境を超える移動及びその処分の規制に関す					
るバーゼル条約)					
・特定有害廃棄物(ハロゲン化された有機溶	_	該当(0.1%以上)	該当(0.2%以上)	該当(0.1%以上)	該当(0.1%以上)
剤を含むもの)					
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 (マルポール条約関係国内法)					
・海洋環境の保全の見地から有害である物質	-	Y類物質	Y類物質	Y類物質	Y類物質
消防法					
・届出を要する物質	該当(200kg)	_	該当(200kg)	_	_
高圧ガス保安法	毒性・可燃性ガス	_	-	_	-
有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律					
·規制区分	_	_	_	有害物質	有害物質
・家庭用エアゾル製品・洗浄剤中の含有量		_		0.1w/w%以下	0.1w/w%以下
港則法					
・危険物の種類	高圧ガス	毒物類	毒物類	毒物類	毒物類
船舶安全法					
•分類	高圧ガス	毒物類	毒物類	毒物類	毒物類
航空法					
・輸送禁止の物件	輸送禁止	毒 物	毒 物	毒 物	毒 物

(注) ・「一」: 非該当

- ・「*1」: 有機溶剤業務以外の業務(1%を超える含有物)
- ・「*2」: 指定物質排出抑制基準:指定物質排出施設の排出口(指定物質を、指定物質排出施設から大気中に排出するために設けられた煙突、その他の施設の開口部)から大気中に排出される、排出ガスに含まれる指定物質の許容限度

既設とは1997年4月1日において現に設置されている指定物質排出施設(設置の工事がされているものを含む)

新設とは1997年4月2日以降に設置される指定物質排出施設